

予 算 決 算 常 任 委 員 会 記 録

1. 開催日時 令和 2 年 3 月 17 日（火） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 重村委員長ほか議長を除く議員全員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 田村委員
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 永田局長・山下次長・岡本主査・佐伯書記
8. 協議事項
3 月定例会本会議（2 月 18 日）から付託された事件（議案 1 件）
9. 傍聴者 なし

会議の概要

- ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午前 11 時 50 分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 2 年 3 月 17 日

予算決算常任委員長

重 村 法 弘

記 録 調 整 者

山 下 賢 三

— 開会 09:30 —

重村委員長 本日の出席委員については委員 16 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、予算決算常任委員会を開会します。

これより、議案第 8 号「令和 2 年度長門市一般会計予算」を議題とします。各分科会における審査の経過について、報告を求めます。総務民生分科会副委員長岩藤睦子委員。

岩藤委員 予算決算常任委員会総務民生分科会に分担された議案について、その審査の経過を、予算決算常任委員会総務民生分科会を代表してご報告申し上げます。議案第 8 号「令和 2 年度長門市一般会計予算」の審査の状況について主なものをご報告申し上げます。

歳入科目、繰入金の「地域活性化基金繰入金」に関して、委員から「活用方法について」質疑があり、執行部から「地方債の発行の対象として認められないハード事業や産業振興、子育て支援等に係る事業に充当することとしている」との答弁がありました。

さらに委員から、「財政調整基金繰入金」に関して、委員から「財政調整基金の積立基準について」質疑があり、執行部から「基金への積み立てについては地方財政法 7 条に基づき繰越額の 2 分の 1 以上を積み立てる取り扱いとしている」との答弁がありました。

次に歳入科目、地方交付税の「普通交付税」に関して、委員から「普通交付税額の算出根拠について」質疑があり、執行部から「令和元年度普通交付税の 1 本算定による約 71 億 3,000 万円を基準額とし、国の地方財政計画における地方交付税の伸び率である 2.5%を加味した 73 億円と算定したものである」との答弁がありました。

次に財産管理費の「市有財産利活用事業」に関して、委員から「調査委託料の内容について」質疑があり、執行部から「旧日置保育園跡地の利活用を検討するために既設のブロック塀について調査を行うものである」との答弁がありました。

さらに委員から「施設解体後の跡地利用計画について」質疑があり、執行部から「令和 2 年度は選挙管理委員会の解体を予定しており、解体後は中央公民館の駐車場用地として整備する予定である」との答弁がありました。

次に歳入科目、市債の「臨時財政対策債」に関して、委員から「予算額の根拠について」質疑があり、執行部から「臨時財政対策債の一本算定額をもとに国の地方財政計画における伸び率マイナス 3.6%を加味し計上している」との答弁がありました。

さらに委員から「令和 2 年度以降の借入について」質疑があり、執行部から

「できる限り圧縮をする必要があると考えており、引き続き交付税算入率の高い過疎債等を中心に地方債を活用していく」との答弁がありました。

次に歳入科目、市税の「固定資産税」に関して、委員から「滞納繰越分予算計上額の根拠について」質疑があり、執行部から「滞納繰越分については収納率を 20%程度と見込み計上したものである」との答弁がありました。

さらに委員から「過年度繰越分に対する取り組みについて」質疑があり、執行部から「国税徴収法やその他の各法律に則って取り組んでいく。基本方針としては、現年度分を優先し、滞納繰越分については財産調査や交渉等を行っていく」との答弁がありました。

さらに委員から「入湯税」に関して、「長門湯本温泉における入湯税の税率引上げ等により前年度比 3,414 万円の増額となっているが、社会情勢の変化等により減収が見込まれる状況における当初予算額の確保見込みについて」質疑があり、執行部から「今後そういう経済情勢など変化があれば補正等で財源も確保した上で対応していきたい」との答弁がありました。

次に一般管理費の「会計年度任用職員報酬」に関して、委員から「制度が始まることによる人件費の増減、及び国における財政措置の有無について」質疑があり、執行部から「通年ベースでは約 5,100 万円の増額を見込んでおり、国の対応としては制度の施行への対応として、期末手当の支給に係る経費について普通交付税の算定基準に盛り込まれるのではないかと推測している」との答弁がありました。

次に電算管理費の「電算システム管理事業」に関して、委員から「自治体クラウド情報システム導入の効果について」質疑があり、執行部から「電算システムについて同一ベンダーでシステムを運用している県内市町が共同でシステム構築することでコスト削減が見込まれ、長門市においては単独で整備する経費と比較し約 28%より若干低いコスト削減が見込まれると試算している。また、機器は安全性の高いデータセンターに設置することで職員の負担が軽減できるほか、長門市が被災した場合でも他の自治体で窓口が開設できるといった利点がある」との答弁がありました。

さらに委員から「システム利用料の額及び予算措置する年度について」質疑があり、執行部から「使用料は今後 10 年間で 6 億円を見込み、毎年度均等割した金額を予算に計上する」との答弁がありました。

次に文書広報費の「シティプロモーション事業」に関して、委員から「長門市シティプロモーション部の活動におけるコンセプトと今後の展開について」質疑があり、執行部から「市民一人一人が自らのふるさとの良さを発信していく仕組みづくりということで市民と職員で立ち上げた組織である。まずはシティセールスというところを市民と観光業界や宿泊業界と一体となって始めシテ

イプロモーションに繋げていく」との答弁がありました。

さらに委員から「情報発信リーダー養成講座の内容について」質疑があり、執行部から「発信に必要なスキルアップができる内容のものを計 5 回程度と考えており市民も参加できるような講座にしていける」との答弁がありました。

次に企画費の「定住促進対策事業」に関して、委員から「定住支援員と移住コーディネーターの活動内容について」質疑があり、執行部から「定住支援員と移住コーディネーターを 1 名ずつ配置しており、定住支援員は空家バンク制度の作業を主に行い、移住コーディネーターは移住者を受け入れやすい環境整備を主に行っている」との答弁がありました。

さらに委員から「滞在型仕事体験事業の内容について」質疑があり、執行部から「学生や一般の方々を募集し、地域の企業に協力を得て、賃金収入を得ながら仕事体験をしてもらうという事業として進めていきたい」との答弁がありました。

次に企画費の「地域おこし協力隊設置事業」に関して、委員から「1 名増員する理由、及び前任者の退任に伴う 4 名の募集内容について」質疑があり、執行部から「以前から 10 名を目標数としているため現在の 9 名から 1 名増員するもの。4 名の募集内容については焼き鳥のまち長門の推進事業担当 1 名、湯本温泉観光まちづくり推進事業担当 1 名、アウトドアツーリズム推進事業担当 1 名、残り 1 名は今後協議し設置を検討していく」との答弁がありました。

さらに委員から「長門市魅力発見交流フェアの内容について」質疑があり、執行部から「首都圏で 1 週間程度、アクティブシニアの招へいや地域おこし協力隊の募集も兼ね長門市の魅力発見交流フェアを開催するものであり、県の東京事務所とも連携し PR していく」との答弁がありました。

次に企画費の「ふるさと応援寄附推進事業」に関して、委員から「手数料の増額理由と通信運搬費の皆減理由について」質疑があり、執行部から「現在使用しているシステムの手数料が全国的に 1%から 5%にあがったものであるが、今後も継続してシステムを使用するため増額となった。通信運搬費の皆減については、返礼品に送料を含んだため」との答弁がありました。

さらに委員から「企業版ふるさと納税額増加のための体制整備について」質疑があり、執行部から「専門職の配置については困難であると考えているが、そういう状況であってもシティプロモーション的な整備を行いながら強化していきたい」との答弁がありました。

次に国際交流費の「多文化共生社会の構築に向けたグローバル化対策事業」に関して、委員から「教育委員会と企画政策課とのそれぞれの役割について」質疑があり、執行部から「事業推進自体は学校教育課と共同してやっていくが、小学校の 1、2 年生に対してはスムーズに 3 年生からの英語教育に入れるように

企画政策課が長門市オリジナルの支援を考えており、小学校 3 年以上は教育委員会の管轄と考えている」との答弁がありました。

次に文化振興費の「ルネッサながと管理運営事業」に関して、委員から「施設改修等負担金の内容について」質疑があり、執行部から「開館から 20 年が経過し経年劣化による施設の改修が必要となった。中央監視装置と非常用の直流電源設備の改修、排煙ドアの修繕について県と市で経費を按分して実施するものであり、長門市の負担分について予算計上したもの」との答弁がありました。

さらに委員から「開館 20 周年にあたって計画されているイベント等の内容について」質疑があり、執行部から「ルネッサながと文化事業団では独自にイベントの開催について計画されていると聞いている。市においても 15 周年となることから来年 2 月に大型公開番組の実施を予定している」との答弁がありました。

次にケーブルテレビ放送費の「光ファイバー網整備事業」に関して、委員から「国庫補助金の活用について」質疑があり、執行部から「令和元年度に採択された緊急対策事業は令和 2 年度から伝送路についても通信部分は補助対象外となることから、放送部分はケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業、通信部分は高度無線環境推進整備事業の 2 つの事業を同時に活用する予定であり、補助率はいずれも 2 分の 1 である」との答弁がありました。

次に諸費の「防犯灯設置事業」に関して、委員から「防犯灯設置工事の内容について」質疑があり、執行部から「各自治会等の要望を受けて新規に防犯灯を設置する工事である」との答弁がありました。

次に防災対策費の「防災意識啓発事業」に関して、委員から「自主防災組織設立時における補助金の活用を予定している自主防災組織の数について」質疑があり、執行部から「今 4 地区から相談を受け調整をしている」との答弁がありました。

さらに委員から「補助対象となる活動内容について」質疑があり、執行部から「1 年目は組織設立のために補助金を交付し、次年度からは避難訓練等に対して年 1 回に限り補助金を交付する」との答弁がありました。

次に支所費の「市民が主役の地域活性化事業」に関して委員から「市民が主役の地域活性化事業の内訳について」質疑があり、執行部から「事業としては 2 本立てであり 3 支所とも地域活性化事業として 390 万 7,000 円と市民のちから応援補助金事業として 109 万 3,000 円の合計 500 万円を計上し、油谷支所の小さな拠点づくり推進事業として 100 万円を別途追加して 600 万円の事業費としている」との答弁がありました。

さらに委員から「市民のちから応援補助金事業について審査委員会の設置及び審査委員会設置要綱の策定について」質疑があり、執行部から「審査委員会

はそれぞれの支所で設置し、設置要綱については本庁の市民活動推進課と同じ要綱であり、別に策定はしない」との答弁がありました。

さらに委員から「油谷支所の小さな拠点づくりの内容について」質疑があり、執行部から「油谷地区内には支所を始め老朽化した公共施設が点在しているが、少子高齢化や人口減少の中で、将来目指すまちの姿を市民と行政が一緒に考え、老朽化施設の建て替えを含めた拠点づくりの構想を策定するために要する経費である」との答弁がありました。

次に常備消防費の「^{ネットイチャイチュウ}Net 1 1 9 緊急通報システム導入事業」に関して、委員から「事業の内容と周知方法について」質疑があり、執行部から「本事業は電話による音声での 119 番通報が困難な方が簡単な操作で 119 番通報が行えるシステムを導入する事業であり、主に視覚、言語機能障害者を対象者としている。事業の周知についてはほっちゃテレビや広報紙による周知のほか、個別に文書を配布し事前説明会、登録説明会の場で使い方等を周知する予定である」との答弁がありました。

次に消防施設費の「消防施設費」に関して、委員から「消火栓の設置工事について」質疑があり、執行部から「消防水利の不便地域から順次整備することとしており、令和 2 年度は水利から距離が離れている木吹と青村に消火栓を設置する工事である」との答弁がありました。

さらに委員から「水利施設の整備率について」質疑があり、執行部から「水利施設整備計画等に基づく算定方法では、50%弱の整備率となっているが、消火栓の口径が 150 ミリ以上の消火栓を算出しているため、口径が 100 ミリ及び 75 ミリの消火栓も算出すれば、整備率はもう少し高くなると考えている」との答弁がありました。

次に市民活動推進費の「自治会組織等助成事業」に関して、委員から「集会所の助成要件の緩和について」質疑があり、執行部から「長門市地区集会所建設等の助成に関する条例に則り助成しているが、条例の策定以降、建設費の上昇等情勢の変化もしていることから他自治体の事例を含め研究したい」との答弁がありました。

さらに委員から、「集落機能再生事業」に関して「新しく設立を想定している地域づくり協議会について」質疑があり、執行部から「仙崎地区、正明市地区、油谷地区の新別名、川尻、蔵小田、油谷河原である」との答弁がありました。

さらに委員から、「集落支援員の配置状況について」質疑があり、執行部から「集落支援員が未配置となっている地区は 3 地区であり、福祉エリアが未配置となっている地区は 2 地区である。配置にあたりハローワーク等を通じて募集をしているが適任者がいない状況である」との答弁がありました。

さらに委員から、「政策アドバイザーの活動内容について」質疑があり、執行部から「令和元年度は持続可能な地域社会総合研究所に委託し、人口安定化シミュレーション作業のほか、集落支援員との研修を 4 回行っている」との答弁がありました。

さらに委員から、「市民活動団体活性化事業」に関して「新たな活動団体の掘り起し等の対応について」質疑があり、執行部から「広報等に募集の掲載についてはすでに行っているが、各地区の公民館やその他活動団体等へ働きかけていきたい」との答弁がありました。

さらに委員から、「市民のちから応援補助金制度の変更点について」質疑があり、執行部から「募集要項等についての変更はないが、補助額については自己負担が必要となる制度に変更した」との答弁がありました。

さらに委員から、「本庁と 3 支所の審査員について」質疑があり、執行部から「本庁において受け付ける事業の審査については大学教授や市民活動団体経験者、行政関係者等で行っている。支所についても同様に知見が必要と考えるが、地域の実情が分かる方をお願いしたい。行政関係者については本庁と 3 支所双方に関係する方を選任する可能性がある」との答弁がありました。

次に地方創生推進費の「健幸資源活用によるまち・ひとづくり事業」に関し、委員から「地域運営会社体制整備事業費補助金の内容について」質疑があり、執行部から「基本的には県と協調して俵山地区に設立予定の地域運営会社に対する補助金であり、設立にあたり必要となる食器や棚、調理器具などの備品類を整備するための経費を補助するものであり 550 万円を計上している」との答弁がありました。

次に市民生活費の「消費者行政推進事業」に関し、委員から「新たに予算計上された庁用備品について」質疑があり、執行部から「電話を使用する詐欺から高齢者の財産を守るために貸出用の録音装置を購入するものである」との答弁がありました。

次に戸籍住民基本台帳費の「通知カード・個人番号カード関連事務費交付金」に関して、委員から「本市におけるマイナンバーカードの申請率、及び申請率向上の取り組みについて」質疑があり、執行部から「令和 2 年 1 月 31 日現在で 17.39%であり、今後は窓口で直接オンライン申請ができる支援体制を整備、周知することで申請率向上に努めたい」との答弁がありました。

さらに委員から、「マイナンバーカードの活用方法について」質疑があり、執行部から「現在では行政関係の電子申請に使用できるほか、9 月からはキャッシュレス購入に関してのポイント事業が開始される予定であり、さらに来年の 3 月以降は各医療機関で受診ができるなど、個人情報には配慮されつつ社会的な本人確認用のツールとしても活用できるようになると思われる」との答弁が

ありました。

次に障害福祉サービス費の「地域生活支援事業」に関し、委員から「基幹相談支援センターを設置する理由について」質疑があり、執行部から「長門市において相談支援業務を行っている事業所は個別相談に特化した対応であり市全体の地域課題などを集約する機関がなく、それぞれの事業所のスキルや高いマネジメント力を保つために俯瞰的に見る機関を設ける必要があることから今の事業所の上に位置する基幹センターを設置するものである」との答弁がありました。

さらに委員から「基幹相談支援センターの運営体制について」質疑があり、執行部から「障害福祉相談員と基幹相談支援センター相談員の 2 名を雇用し、職員 1 名、保健師を配置して 3 名体制での運営を考えている」との答弁がありました。

次に障害者支援施策費の「障害者福祉タクシー助成事業」に関し、委員から「令和元年度との変更点について」質疑があり、執行部から「公共交通機関まで遠距離の方へのフォローが少し足りないのではないかという指摘やタクシーの初乗り料金が上がったことにより、1 回の乗車で 3 枚まで使用可能とする取り組みを進めているところである」との答弁がありました。

次に老人福祉費の「敬老事業」に関し、委員から「敬老祝金事業が大幅な減額予算となっている理由について」質疑があり、執行部から「敬老祝金の支給対象年齢について、88 歳を廃止し 100 歳のみ対象者としたため減少した」との答弁がありました。

さらに委員から、「支給対象年齢の 88 歳を廃止した理由について」質疑があり、執行部から「対象者の増加に伴って予算額が増加していることや、地域の課題である交通弱者の問題、買物弱者の問題など社会福祉政策の全体的な経費の補填を考え、やむを得ず廃止とした」との答弁がありました。

次に社会福祉総務費の「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」に関し、委員から「成年後見制度に関する予算を新規に計上した理由について」質疑があり、執行部から「成年後見制度利用促進法に基づく協議会、中核機関等を設置するために必要な経費を予算計上したものである」との答弁がありました。

次に福祉医療費の「子ども医療費助成事業」に関し、委員から「助成対象が高校生まで拡充されているが、高校生のみ所得制限が設けられている理由について」質疑があり、執行部から「高校生については義務教育ではないこと、及び高校の授業料等の無償化制度についても所得制限を設けられていること。また、統計では 1 人当たりの医療費が小学校から中学校、中学校から高校に進むにつれ低くなっている現状、併せて保護者の収入など総合的に勘案した中で所得制限を設けることとした」との答弁がありました。

次に児童福祉総務費の「病児保育事業」に関し、委員から「令和元年度と比較し約 250 万円増額となった理由について」質疑があり、執行部から「委託料の算定については長門市独自の基準に基づき算定していたが、他市と同様に算定方法を国基準に変更したためである」との答弁がありました。

次に感染症予防費の「予防接種事業」に関し、委員から「ロタウイルス感染症の定期接種に係る予算が新規に計上された理由について」質疑があり、執行部から「厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会において、令和 2 年 10 月 1 日から予防接種法に基づく定期接種とすることが了承され定期接種となったことから新規に予算を計上するもの」との答弁がありました。

さらに委員から「定期接種の対象者について」質疑があり、執行部から「出生数を月 15 人と仮定し 7 ヶ月分、105 名分を見込んでいる」との答弁がありました。

次に健康増進事業費の「検診・健康診査等委託料」に関し、委員から「がん検診の受診率向上に向けた取り組みについて」質疑があり、執行部から「40 歳ヘルスチェック検診や胃がん検診の 50 歳を無料とすること、また休日総合健診、未受診者への受診勧奨の通知などの取り組みを行っている。令和元年度からは山口県立大学山口県立総合医療センターとの連携事業である市内すべての小中学校を対象としたがん予防講座を開始したところで、令和 2 年度も継続して実施し、更には、地域、企業、団体向けにも講座を開催することにより、若い世代への働きかけ、子どもや親の動機付けへの取り組みを強化する」との答弁がありました。

次に環境衛生費の「合併処理浄化槽設置事業」に関し、委員から「浄化槽設置に係る補助件数について」質疑があり、執行部から「5 人槽の設置を 11 件、7 人槽の設置を 11 件と見込んでいる」との答弁がありました。

さらに委員から、「給水施設整備事業」に関し、「給水施設整備事業費補助金 200 万円の内訳について」質疑があり、執行部から「1 件あたりの上限額を 50 万円として 4 件分を予算計上している」との答弁がありました。

なお、そのほかの費目については、特にご報告申しあげることはありません。以上で、予算決算常任委員会総務民生分科会の報告を終わります。

重村委員長 これより分科会報告に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、総務民生分科会報告に対する質疑を終わります。次に、文教産業分科会副委員長 重廣 正美 委員。

重廣委員 予算決算常任委員会文教産業分科会に分担された議案について、その審査の経過を、予算決算常任委員会文教産業分科会を代表してご報告申し上げます。議案第 8 号「令和 2 年度長門市一般会計予算」の審査の状況について主なものをご報告申し上げます。

農業費の成長戦略推進費、「キャトルステーション実証プロジェクト事業」に関して、委員から「実証実験を行う場所と規模について」質疑があり、執行部から「場所は未確定であるが、すでに廃業された空き施設を改修し牛を預託する施設を整備する計画である。また規模については 30 頭から 50 頭程度を想定している」との答弁がありました。

さらに委員から、「アグリながと（公社）運営支援事業」に関して、「就業者の状況について」質疑があり、執行部から「現在 30 代の女性が就業され 2 名体制で活動している」との答弁がありました。

次に地方創生推進費の「健幸資源活用によるまち・ひとづくり事業」に関して、委員から「認知症予防プログラムの開発や木製玩具開発に関する事業内容について」質疑があり、執行部から「森林を活用した認知症予防プログラムを開発するものであり、木製玩具の研究開発については、指の運動や知育玩具による頭の体操などに使用できる木製玩具を開発し効果を検証したい」との答弁がありました。

さらに委員から「ものづくり拠点施設整備計画の内容について」質疑があり、執行部から「3 事業を計画しており、一つめは地域経済の活性化を目的とした長門市特有の椎の木を活用した商品開発事業、二つめは木工職人やものづくり職人の担い手の育成事業、三つめは将来的にはものづくりの体験ができるような観光施設としての側面も併せ持つ担い手が活躍する場として、ものづくり拠点施設を整備する 3 事業について計画を策定することとしている」との答弁がありました。

さらに委員から「地域健康食材によるフードツーリズム開発・発信事業の内容について」質疑があり、執行部から「フードツーリズムエリアとしての認証を受けたことにより、本市の鮮度の高い食材、景観や自然とともに体感できる地域という形で官公庁の行うテーマ別観光による地域誘客事業とも連携し、健康な食を活用したフードツーリズムによる新たな展開、更には観光事業の創出を目指し『健幸なまち・ながと』の発信を行うものである」との答弁がありました。

次に林業費の成長戦略推進費、「林業法人運営支援事業」に関して、委員から「法人へ出資する団体数及び運営形態について」質疑があり、執行部から「市のほか複数団体が出資の意向を示されているがまだ調整中である。また、市も出資を予定していることから第 3 セクターの形態になると考えている」との答弁がありました。

次に長門湯本温泉観光まちづくり事業費の「長門湯本温泉観光まちづくり事業」に関して、委員から「エリアマネジメント組織への補助金と委託料の内訳について」質疑があり、執行部から「補助金は情報の発信活動や、景観の施設の

維持管理費や人件費に対して補助するものであり、委託料は観光地経営の体制の構築に向けた専門家による支援を行うために必要な業務を委託するものである」との答弁がありました。

次に商工総務費の「ながといきいき事業構想策定事業」に関して、委員から「策定のために設置される委員会の委員構成について」質疑があり、執行部から「市外の有識者を3名、市内の方を6名という構成にし、10年、20年先の将来を見据えた強い産業づくりができる人材を選出したいと考えている」との答弁がありました。

さらに委員から、「構想の策定スケジュールについて」質疑があり、執行部から「令和3年度の当初予算に構想事業を盛り込むためにも、12月までには構想の策定業務を終えたい。7月から10月に毎月1回委員会を開催し、11月に策定したいと考えている」との答弁がありました。

次に水産業費の成長戦略推進費、「里海づくり支援事業」に関して、委員から「令和元年度においては執行されなかったこの補助金を倍増して予算計上した理由について」質疑があり、執行部から「この制度は令和元年度から運用を始めた沿岸漁業者を対象とした支援制度であるが令和元年度は申請が無かった。幅広い支援ができるように事業の上限枠を拡充することによって、新たな事業が提案できるのではないかと考え補助上限を拡充し予算計上した」との答弁がありました。

次に商工業振興費の「地域公共交通推進事業」に関して、委員から「長門市公共交通体系見直し業務委託料500万円の積算根拠について」質疑があり、執行部から「市内におけるデマンド交通等の効果的導入、検討に係る助言及び地域公共交通網形成計画の見直し等に対する助言等のアドバイザー業務委託料300万円と、アンケート等調査業務委託料200万円である」との答弁がありました。

さらに委員から、「長門しごとセンターを核とした地域未来創造事業」に関して、『ひと』と『しごと』のハブ構築事業費補助金の内容について」質疑があり、執行部から「学生と市内企業をつなぐ合同企業ガイダンスや中小企業診断士や弁護士などにおける経営相談体制の強化など多岐にわたって仕事に関する業務を行うNPO法人『つなぐ』に対し補助するものである」との答弁がありました。

次に観光振興費の「映画祭開催事業」に関して、委員から「事業の詳細について」質疑があり、執行部から「長門市で映画を撮り上映するという形ではなく、長門市で映画関係者を招へいた映画上映祭を開催することにより、長門市の魅力等を発信していく事業である」との答弁がありました。

次に長門湯本温泉みらい振興基金費の「長門湯本温泉みらい振興基金積立金」

に関して、委員から「基金へ積み立てる金額の算出根拠、及び収入の見込みについて」質疑があり、執行部から「積み立てる金額については入湯税の昨年度実績と、新規オープンするホテルによる集客数の見込みを勘案して税務課において入湯税の増額分を積算している。収入減が見込まれる場合は、必要に応じて、一時的に積立額の減額やエリアマネジメントに関する事業の必要経費の見直しを令和 3 年度の事業において行う。また、本来必要な経費を下回るような入湯税の税込額となった場合は観光産業の振興に向けて必要な事業を入湯税以外の財源も含めて検討する」との答弁がありました。

次に道路橋梁新設改良費の「過疎対策事業」に関して、委員から「本郷畑線道路改良事業の実施箇所及び内容について」質疑があり、執行部から「現在県営圃場整備事業が実施されている向津具小学校付近であり、創設換地によって用地を取り入れ、向津具小学生の通学路としての整備も合わせて行う事業である」との答弁がありました。

さらに委員から、「大内山上畑下線道路改良事業における用地買収の見込みについて」質疑があり、執行部から「地権者は要望をされた地元関係者のうちの 2 名であり概ね了解は得られるものと認識している」との答弁がありました。

次に河川費の「防災・減災対策河川整備事業」に関して、委員から「事業内容について」質疑があり、執行部から「国において充当率 100%で交付税措置が 70%の緊急浚渫推進事業債の発行が可能となる今後 5 年間を期間とする特例措置が講じられることになり、長門市においても 5 箇年計画を策定し計画的に浚渫作業を実施する予定である。令和 2 年度においては過去に浸水被害があった河川とし、向開作川、二条窪川、板持川を代表的な対象河川としている」との答弁がありました。

次に住宅管理費の「空き家対策事業」に関して、委員から「空き家除去事業の申請件数が多く補助金の予算額が不足する場合の対応について」質疑があり、執行部から「公平・公正という見地から、申請が増加した場合は補正予算で対応したいと考えている」との答弁がありました。

さらに委員から、「市における危険空き家数の把握、及び略式代執行に至るケースの有無について」質疑があり、執行部から「平成 28 年に実施した空き家の実態調査では危険空き家は 200 軒であり 14 軒は補助金を活用し解体をされたところであるが実数については把握できていない。また、略式代執行に関する予算について計上していないが、調査のうえ管理者不在となれば特定空家に認定し、略式代執行に向けて進めていきたい」との答弁がありました。

次に住宅管理費の「市営住宅 24 時間換気設備設置・内装改修事業」に関して、委員から「換気扇設備設置工事の事業計画について」質疑があり、執行部から「換気設備のある田屋床市営住宅以外の住宅について令和元年度から 5 ヶ年計

画で全ての住宅に設置予定であり、令和 2 年度は小浜、上川西、殿村新開各市営住宅の 134 戸に換気扇を設置する予定である」との答弁がありました。

さらに委員から、「入居者に対する周知と工事期間について」質疑があり、執行部から「工事については事前に市営住宅管理人を通じて説明し、管理人不在の市営住宅には貼り紙等により周知することとしている。1 部屋あたりの作業日数は 2、3 日程度を見込んでいる」との答弁がありました。

次に教育振興費の「補助教員設置事業」に関して、委員から「特別支援教育教員補助事業について、昨年と人数、授業時間が同じ理由について」質疑があり、執行部から「特別な配慮を有する児童・生徒については学校からの調査報告や教育委員会の学校訪問等により実態を確認しているが、それぞれの学級の実態に鑑み現状どおりとした。年度途中での増員も困難であり学校体制の中でシフトを組んで対応する」との答弁がありました。

さらに委員から、「中学生海外派遣事業」に関して、「派遣先の国、及び派遣計画について」質疑があり、執行部から「各校から 1 名参加できるという経費的な面や経済の発展、また日本人もたくさんいるなど、英語以外の交流も学べるということからベトナムへの派遣が望ましいと考えており、令和 3 年度以降も継続してベトナムへ派遣したい」との答弁がありました。

次に文化財保護費の「歴史民俗資料室整備事業」に関して、委員から「整備予定の老朽化した建物に対する教育委員会の見解について」質疑があり、執行部から「建物については建築後 60 年近く経過しているが、耐震補強工事も比較的安価な経費で施工でき、十分利用出来る施設であると判断している」との答弁がありました。

さらに委員から、「学習施設としての利用を見越した設計への反映について」質疑があり、執行部から「学習施設として、2 階に社会科の授業で民具体験などのスペース等を設置する予定としており、高齢者や歴史家の方等が調査研究できるレクチャールームも設ける予定である」との答弁がありました。

次に体育振興費の「ウルトラマラソン開催事業」に関して、委員から「新型コロナウイルス感染症の影響について」質疑があり、執行部から「現段階では大会の実施に関する判断の時期は未定であるが、状況を考慮しながら判断したい」との答弁がありました。

さらに委員から、「オリンピック聖火リレーの開催事業」に関して、「開催負担金について」質疑があり、執行部から「聖火リレーの開催に際して県及び県内市町が経費を負担することになっており、13 市においては 1 市あたり 420 万円の負担となっている」との答弁がありました。

なお、そのほかの費目については、特にご報告申し上げるべきことはございません。以上で、予算決算常任委員会文教産業分科会の報告を終わります。

重村委員長 これより分科会報告に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、文教産業分科会報告に対する質疑を終わります。以上で、各分科会の報告は終わりました。

先野委員 動議を、修正案を提出したいと思いますので休憩をお願いします。

重村委員長 先野委員より修正案提出の動議が出されましたので、この際、暫時休憩します。再開を 10 時 35 分からとします。(修正案配付)

— 休憩 10 : 21 —

— 再開 10 : 35 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。お手元に配付のとおり、先野委員から議案第 8 号について修正案が提出されました。修正案について提出者の説明を求めます。先野委員。

先野委員 それでは、議案第 8 号「令和 2 年度長門市一般会計予算」の修正案についての提案説明をさせていただきます。本修正案は、本予算中「第 10 款 教育費」、「第 7 項 保健体育費」、「第 4 目 学校給食費」の「710 給食調理業務委託事業」に関する予算を削除するものであります。金額的には、委員等報償 30,000 円及び費用弁償 13,000 円を削除し、充当されている一般財源 43,000 円を予備費に組み替えるものです。これに伴い、第 2 表「債務負担行為」の表中、「給食調理業務委託料」を削除するものであります。

削除する理由といたしましては、まず、給食調理業務を民間委託とした場合、受託業者の方針によっては、現在勤務している臨時職員及びパート職員の雇用に影響がでることとなります。現在、正規職員 7 名、常勤臨時職員 9 名、パート 11 名の雇用が確保されておりますが、令和 3 年度から民間への委託となれば、正規職員の 3 名は確保される予定であります。常勤臨時職等の雇用は委託先で決定されるため、現在勤めていらっしゃる方の雇用の保証はなくなることとなります。

次に、長門市学校給食センター調理業務等民間委託料検討結果報告書では、食物アレルギー対応のメリットについてはノウハウを活かした衛生管理面の充実、調理員への衛生教育の充実を上げていますが、調理作業に関わる業者の指示については、委託先の調理員に直接行うことは出来ず、委託先の作業責任者にのみにしか行うことが出来ません。栄養教諭と現場の調理員との連携不足により、あつてはならないことでありますが、ノウハウを活かした衛生管理面の充実、調理員への衛生教育やアレルギーのある子どもたちに対するきめ細やかな対応が疎かになる恐れもあります。

さらに、長門市学校給食センター調理業務等民間委託検討結果報告書では、

「人材確保、労務管理に係る事務費負担軽減、給食の質の向上、食材の有効活用や献立の提案、調理過程の作業効率の向上」をメリットとして上げておりますが、委託先が利益追求のため人件費を抑制することとなれば、労働条件の悪化や雇用不安を生み出すこととなり、安心安全な学校給食を提供する上で、最も重要である調理員の技術や経験等が継承できなくなり、「人材確保、労務管理に係る事務負担軽減、給食の質の向上、食の有効活用や献立の提案、調理過程の作業効率の向上」が困難になることも考えられます。

また、長門市学校給食センター調理業務等民間委託検討結果報告書では、「学校及び PTA 説明会では、反対の意見は特段出なかったことから、調理業務の民間委託に関して一定の理解を得られたと考えている」とありますが、学校及び PTA に対する説明会は、反対か賛成かを問う内容ではなく、教育委員会から民間委託への理解を求めるだけの話であり、これについては反対の意見もなかったと聞いております。学校給食は子どもたちの心身の健全な発達や、食に関する正しい理解と適切な判断力の養成に重要な役割を果たすためのものであり、食育の一環として位置付けられているものであります。民間委託により人件費等、約年間 380 万円の削減効果があると聞いておりますが、経費削減の主な目的とした民間委託については断固反対であります。今までも直営の給食センターでも、アレルギー対応不足の事故があったのにも関わらず、調理作業に関わる業者の指示については委託先の調理員に直接行うことができず、委託先の作業責任者のみにしか行うことができないわけであります。民間委託してもし事故があった場合、またプロポーザルをかけて業者を選定しなくてはなりません。何ヶ月か給食はストップします。

このように、子どもの食や食育に対する行政責任の放棄にも似た学校給食の業務委託の合理化問題で、一番影響を受けるのは児童・生徒であります。長門市学校給食センター調理業務等民間委託検討結果報告書では、「食育については栄養教諭等が各学校に出向き、給食指導を行うので、業務委託してもこれまでと同様の食育の取り組みができる」と言われています。しかし、業務委託した学校では、子どもたちのコミュニケーションがなくなったと言われている市もあるわけであります。

私は、少なからず食育に関する影響はあるのではないかと考えておるところであります。食も教育の一環とするならば、給食調理においても行政が直接調理職員に指揮命令が行えるよう委託の在り方を見直し、給食を提供するべきと考えるため、給食調理業務委託事業に関する予算については全額削除するものであります。以上で提案説明を終わります。議員一同の賛同をよろしくお願いいたします。

重村委員長 これより提出者に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

南野委員 先ほど先野委員のほうから、学校関係者の間で反対意見もあったということをおっしゃいましたが、具体的にどのような反対意見があったのか教えていただきたいと思います。

先野委員 今少し話をしたと思うんですが、民間委託については強ちに食育の関係で私は反対だという話は聞いております。

南野委員 それともう 1 点。先ほど先野さんは外部委託、いわゆるアウトソーシングすればその企業は営利目的に走り、給食の質の低下が起きるのではないかということをおっしゃられましたけど、我々文教産業常任委員会では過ぐる 2 月 6 日の日に柳井市の学校給食センターのほうに視察に行きまして、今グリーンハウスというところに外部委託されていますが、外部委託したあとのアンケート調査をした結果、受託後の感想として一般市民の方、または生徒の方から新しいメニューや、これまでの調理方法に手を加えるなど、概ね好評であるというご意見もございまして、総括的に営利に走ることは必ずしも限られていないんじゃないかと思うんですが、そのあたりどのように考えていらっしゃるかお尋ねします。

先野委員 今柳井市の例を出されましたけど、私の思いとしては、ここの給食業務が民間委託することによって 380 万円の削減効果があるという話をさせていただきました。その部分で言うと、これが多くなればなるほど、削減が多くなればなるほど私は、やはり民間委託することによって、民間の圧迫に繋がると思っています。調理業務というのは林議員も一般質問の中では話をされたと思うんですが、私も同じ話をしています。給食を提供するところというのはないんですよね。普通の食堂で言えば提供することはできますけど、給食というのはよそに提供できませんので、やはりどこにしわ寄せがいくかとなると、やはり人件費だろうと思うんです。今柳井市の例を出して概ね好評であるみたいな話だったと思いますが、私はそこでの話というのは信じがたい。私はこういうふうに考えております。

重廣委員 私は 1 点だけ。今調理員の正職員さんが 7 名おられます。臨時が 11 名ですかね、あとはパートさん。1 日 23 人体制でやっておられると。正職員の方が新年度末、つまり令和 3 年には 3 名になられる。退職されて。正職員が 3 名しかいない調理体制について、どのようにお考えですか。

先野委員 それについては、少なくなって退職されて 3 名になるわけですから、民間委託とは関係ないとは言えませんが、私はこのあとの、令和 3 年度から言えばですよ、あとは民間委託の方が決められますので、その話で良いんじゃないかな。ちょっと勘違いしちよる。ちょっともう 1 回言っていて。

重村委員長 もう一度質疑をし直していただけますか。

重廣委員 私は、今 7 名おられます。7 名の方が正調理員でございますので、や

はりその調理をされる中でも主任的立場、管理的な立場をされている方が、正職員ですから当然おられるのではないかと。その体制が7から4名辞められて3に変わると。その3人の方が今言われたその立場になるわけですね。もうこれ以上正調理員を増やす予定はないというのはご存知ですね。その中で、3人の方の負担等々も考えて、その体制でやっていけるとお考えかどうかということです。調理員を。そのあたりはどのように考えてこの議案を修正されるのか伺いたいと思います。

先野委員 僕は3名の体制でやって、民間委託することについては向こうの業者が決められることでありますので、これはこちらの教育委員会が3名ということで決められていますよね。それについては、たとえばゼロになる恐れもありますから、その場合はこちらの教育委員会がいろんなところに采配をしてやられるんじゃないかなと思っていますけど。その点についてはなかなか僕は触れられない点じゃないかなとは思っているんですけど、ちょっとよく質疑の内容が僕分らないんですけど。

重廣委員 質疑が悪いということですのでもう一度質疑をさせていただきます。7名から3名になります。調理、直接作られる方がたとえばその3名が何年かしたらゼロになるかもしれないと言われましたよね。正調理員の方が。公務員である調理員の方が。いずれそういうふうになることを見越してこの計画は立てられたんじゃないかなと私は予測しているんですよ。ゼロになることもいずれありますよね。そのときの補充方法とか、結局は今言われました民間の方から臨時・パートを募集して調理を作るという形態になると思うんですけど、そのことについてはどのような見解をお持ちかというふうに。

先野委員 3名になるというのを、3名までだそうです。聞いたら。それ以上は減らさないということで、令和3年度から3名の体制というのは崩さないでやっていくというふうに僕は聞いたんですけどね。

重村委員長 重廣委員、今の答弁でよろしいですか。質疑の内容はご納得されますか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに質疑。

早川委員 今の関連でも良いでしょうか。

重村委員長 この修正案に対する説明者への質疑であります。

早川委員 はい。今重廣委員も言われたように、令和3年度正職員は3人、週5日の勤務で3人で回していくということが可能かどうか、調理業務として今後可能かどうかというところを多分重廣委員は聞かれたと思うんですけども、それは可能だと考えられるのでしょうか。

先野委員 可能かどうかという話については、3名の体制で可能かどうかということですね。それについては、僕は可能ではないんじゃないかなと思います。人件費の抑制がありますので、たとえば民間委託した場合、何人雇うかという

のは分かりませんよね。民間委託した業者が選ぶので、あとの人数というのは。令和 3 年からそういうふうになります。それを否定できませんので、何名選べというのは。先ほど言ったように、人件費の抑制に係ってくることなので、たとえば時間給を減らしたり、そういうことをすればどんどん人数が減ってくる可能性もあるわけですから、私は 3 名の維持では民間委託した場合運営ができなくなると、私はそのように考えています。

重村委員長 委員長から申し上げます。質疑の内容に正確な答弁ができていないというふうに思います。というのが、先野委員は修正案を提出される、ということは、この計画は自分として委員として認めないという立ち位置で。それで、この計画を止めた場合、令和 3 年の 4 月 1 日には正規の調理員が 3 名になるという事態が起きる。ですから民間委託どうのこうのでなく、これから行政サイドできちんと調理をしていった場合、そのときに 4 月 1 日の調理員 3 名体制というのをどのように見解を持たれているかという質疑であろうと思いますので、的確なご答弁を、説明をお願いします。

先野委員 的確な答弁をと言われましたから、3 名の、民間委託していない話ということで考えていいですか。

重村委員長 そのとおりだと思います。質疑の内容からするとそのように私は見解を持っています。

先野委員 3 名で、民間委託しないで 3 名でやっていけるかどうかということですか。いや、その前には当然の話、やっていけると思っています。それで良いんですよ。

林委員 提出者にお聞きしますけども、先ほど南野委員のほうから柳井市の事例が出されました。民間委託をしても給食の質等々について、差異がなかったというお話でした。そのこととですね、じゃあ今の現行の長門市の学校給食センターで提供されている給食の質はどうなのか。ということです。つまり、民間委託にするというのは変わりがないというような趣旨では私は聞いていましたが、であるならば、今の学校給食センターの給食の内容等が児童生徒にとって民間よりも劣っているのではないかという疑義だと思っていますので、そのあたりの現行の長門市学校給食センターが提供する、約 2,400 食の学校給食の内容、質、児童生徒の反応、どのように考えておられますか。

先野委員 今の質とかはやっぱ良いものだと思います。いろんな保護者の方も言われますけど、1 センターになっても食事が良いという話をよくされます。その点については、現状の直営のほうは私は良いと思っています。民間委託した場合は、やはり衛生上の問題とかいろんな部分が悪くなると思っていますので、それについては民間よりも委託したほうが、人件費の抑制もありますけど、その部分でなかなかうまくいかないんじゃないかなというふうな考え

を持っています。直接栄養士さんが調理員に指示を出すことができなくなるので、そういうふうに思っています。

林委員 じゃあもう 1 点。先ほどから正職員が 3 名になったらできるのか、つまり給食調理業務が円滑に運営できるのかという疑義が出されています。そのことについて私自身は人員体制について責任を持って答えるのは教育委員会であり、この計画自体を白紙撤回すれば正職員等々の補充、あるいは臨時の補充、十分執行権の範囲の問題だと私自身考えているんですけども、今の理屈で言うと、民間委託したらいわゆる正職員がゼロなんですね。民間業者だから。市役所の職員ではない。従って論理的には私自身も先ほどの質疑の意味がちょっとよく分からなかったんですけども、それは優れて今の教育委員会が示している方針をそのまま継続していけば、正職員も自然的に定年退職を迎えてゼロになるから民間委託だという、非常に短絡的な思考になっている。従って今の現行の体制を維持するということを前提に考えた場合は、提出者は、やはりそういった人員的な体制は教育委員会ないし市長部局がしっかり手当をすべきだというふうにお考えでしょうか。

先野委員 今林さんの言われたように、そのとおりだと思います。

中平委員 これは初めに許可を取りますが、先野議員の動議に対して、数字的なことで教育委員会に質問したいと思いますがいかがですか。

重村委員長 ただいまですね、修正案に対する提出者への質疑に限らせていただいております。

中平委員 失礼しました。

上田委員 先ほど来聞いておりますと、先野委員の意見内容、民間がさも劣るというようなお話がチラッと出たんですけども、その意見はいかなものでしょう。やっぱり、民間が日々努力というのはきちんとやるはずでございますので、衛生面どうのこうのが民間になったから急激に悪化する、マイナスになるというのは決め打ちの発言はどうかと思ったんですが、いかがでしょう。

先野委員 私圧迫のことを言っているんです。給料の圧迫の話です。さっきから言うように、提案説明は聞いておられましたかね。その提案説明を聞いておられたら僕答えになっているとは思いますが、民間業者に委託したからと言って民間業者ができないという話をしているわけではありません。そうではなくて、民間業者自体が直接委託先の調理員に、給食の栄養士さんが直接委託先の調理員さんに対してものを言うことができないんですよ。適正請負（偽装請負）の関係で。それで誤作動が起こる。要は言えなかったら何が起こるかって、事故に繋がるんじゃないかという議論なんです。だから提案説明を聞いていたら私の言っていたことは分かると思いますが。

林委員 今年の 2 月 26 日に学校給食センターにおいて、児童生徒の生命に係る

アレルギー対応食の誤提供というのが事案が発生しました。直営で。直営ですよ。これはなぜ速やかに議会に報告されて保護者・児童に教育委員会が謝罪に行っていたのか。これは直営だからだと思います、私は。もしこれが民間になればコンプライアンスの問題もありますけれども、企業にとっては存続が大前提になると私は考えていますので、委託業者が先ほど提案説明にもありましたが、仮に仮称な事案があったとしても報告しない可能性は否定できないと思います。その重大事案があれば別ですけども、そういった直営の優位性、直営だからこそ速やかに情報開示ができる。なぜなら企業にとってはその不利益が自らの企業の存在価値、存続を危うくするからです。と私は思っています。だからそういう意味では衛生管理等々においても、そういった疑義が解消できない、そして今提案説明者が言われましたように、今回の民間委託の一番の問題点は調理業務、配送とか云々は直営でやりますから利益への源泉を求めようとしたら、どうしても人件費にいかざるを得ない。その人件費にいくことによって非常に不安の声があるというのが説明者がおっしゃったとおり。ここがやっぱり不安定になっていく。だから事故を誘発しやすい可能性は100%否定できないと私も思いますし、コンプライアンス上の問題も含めて提案者はどのようにこの点を考えておられますか。お尋ねします。

先野委員 先ほど提案説明で言ったんですけど、直営の給食センターでのアレルギー対応不足の事故があったと。直営ですよ。調理作業に係る業者の指示については委託先の調理員に直接行うことができず、委託先の作業責任者のみにしか行うことができない。民間委託して事故があった場合の、今林委員からもありましたけど、私は林委員の言われたとおりで、業者が言うとは限らないわけであります。だからまた新しくプロポーザルをかけて、その間給食ができないと、そういうこともありますので、林委員の言われたとおりだろうと私は認識しております。

南野委員 ただ今先野委員が、たとえば不祥事が起きた場合はなかなか公にならないんじゃないかとおっしゃられましたけど、今までどおり給食センター長が常設するわけですから、市の関係者が。それはやっぱり隠すことはできないと思うんですよね。毎日常勤しているわけですから。給食センター長がいらっしゃるわけですから、そのあたりは私は、そのあたりの懸念は払拭できるのではないかと考えておりますが、そのあたりはどのように考えていらっしゃいますか。

先野委員 やっぱり3名残られますから、そういう懸念はなきにしもあらずですが、言えることは否定できんかな…これについても業者にまだ委託しておりませんので、はっきり答弁することはしません。

長尾委員 先野委員にお聞きしたいんですが、隣ですけど。先ほど、栄養士は

市の職員だったと思うんですね。先ほどの答弁で、栄養士の言うことは聞かないんじゃないかというような答弁をされましたけど、そういうことは、市の栄養士で献立を立てて行くと。それを先ほど栄養士の言うことは聞かないんじゃないかということで答弁がありましたけど、その根拠は何ですか。

先野委員 先ほども言いましたけど、直接栄養士さんが委託先のトップに言うことはできる。しかしながら、委託先の調理員に言うと偽装請負になるので、それが業者、調理員には行えないという、指令命令をしないということで書いてあります。

長尾委員 それは当然はじめ、いろいろな、以前の議会の中でもそういう市の栄養士は市の職員であるということで今、先野委員が言われたように直接携わることにはルール上できないけど、責任者には当然言うことがあると。その責任者に言うので、それでもう十分じゃないかと思うんですけど、それから責任者が言って下が言うこと聞かないとなると、これはもうどうしようもない話であって、やはりきちんとした委託先の責任者に言う。そしてそれから下におろしていくというのは、これは組織の中で当然じゃないかというふうに思っておりますけど、その点はどうですかね。

先野委員 重複をするようになるとはと思いますが、先ほど林委員から質疑があったように、アレルギー対策が今の現状の直営の関係で起きています。それが全て民間委託の話ではなく直営の話でありますので、それについては全てうまく栄養士さんから現場責任者、現場責任者から調理員に行っています。そのときでさえ給食のアレルギーの問題も、いろんなほかの問題も起こっています。私はそこで、今言われた民間委託した場合、委託先のトップに言っただけでは、前でも事故が起こっていると。起こらないという保障は私はないと思いますので、そういう意見をいたしたつもりでございます。

林委員 ちょっと提出者の、ちゃんと答えてほしいんですけども。要するに今長尾委員がおっしゃったのは、提出者が今回の議案について、今までであれば栄養士が直接調理員に個別に指示ができます。個別に。ご飯を炊くところ、野菜を炒めるところ、煮物を作る人、個別に指示ができる。もう少し火加減をゆるめたほうが良いとか、そこは固めに揚げたほうが良いとか、できるんです。それが、今おっしゃったのが、ちょっと分かりにくかったんですけども、はっきりさせてほしいのは、民間委託した場合は栄養士がその民間の請けた業者の現場責任者。ここには指示ができる。しかし個別の調理員には指示ができない。ということです。ということだと私は強く認識しているんですけども、これは昨年 3 月の定例会で教育委員会もそのように答えています。できないと。従って私は提出者に確認したいんですけど、給食の調理現場というのはコミュニケーションも必要だし、経験も必要だし、現場作業員同士の連携も必要です。栄養

士とのもちろんやり取りも重要になる。そこが分断されるということに提出者が多分危機感を持っているんじゃないかと思うんですけど、そのあたりを確認させてください。

先野委員 そのとおりです。現場でやはり調理員に直接指示ができないということであれば、周りのコミュニケーションがなければネットワークが広がらないので、やっぱりそういう事故が起こりえる可能性がある。林委員の言われたとおりだと、私はそのように考えます。

早川委員 先日文教産業常任委員会で柳井市のほうに視察に伺ったときに、私たち文教産業常任委員も、今言われた疑問を持って視察に伺って、それを視察先の柳井市のほうに伺ったんですけれども、調理員もたとえばパートであっても正職員であっても調理業務に携わる人たちはやっぱりそれなりのプロなので、その連携というのは、最初はやっぱり知らない人が来たりとかというところで不便はあったかもしれないけれども、そのうちプロなので、お互い何が大事かというところで作業にあたると。それに関してもちゃんと調理業務の委託なので、調理業務に関してはそのうちというか、その作業をちゃんとこなしている。特に民間になったから余計に効率というものも新しく出てきているという意見を聞きました。そして一つだけお伺いしたいのが、反対も当然保護者のほうも、そういう食育とか地産地消というところで疑問を持って各学校で質問されたと思うんですけれども、それに対して教育委員会、給食センター長とかは栄養士がそこはしっかりと長門市として支援というか、指導していくというお答えを各地でされていますし、私のほうにも直接反対ということはあまりないんですけれども、その反対にメニュー面に対して、献立面に対して期待したいという声もあることに対して、先野議員はどう思っているかお伺いしたいと思います。

先野委員 これも少し提案説明の中で触れさせていただいておりますが、もう1回読みましょう。これ食も私は教育の一環としているということで話をして、行政が直接指揮命令が行えるよう委託の在り方を見直したほうが良いよということで、給食を提供するべきであると。地産地消も含めてですけど。教育委員会は栄養教諭等が各学校に出向き給食指導を行うので、業務委託してもこれまでと同様の食育の取り組みができると言われています。もちろん。私は今言ったように、直接もし何かあったときに困るし、子どもさんに対してやっぱり食育というのは大事なものじゃないですか。それを私たち議員がここで決めるわけですね。子どもさんたちの食を私たちが決めてしまうんです。この給食の関係というのは本当に大事な予算だと思っていて、私が子どものときにやっぱり食育の問題について触れられて、地産地消が一番良いよという話も出ました。そこで何が問題なのか、もし委託することによって何か起こったときとか、そ

ういうときには困るじゃないですか。子どもさんたちが一番。だから僕は絶対食育の取り組みができると言われても、私はできない方向性で思っているという、そういう答えしかできないと思います。

重村委員長 ほかにご質疑もないので、先野委員から提出された修正案に対する質疑を終わります。討論を行います。本案については、原案と修正案をあわせて討論を行います。なお、発言の際には、原案または修正案のいずれに対する意見であるか、また賛否を明らかにして発言していただきますようお願いいたします。ご意見はありませんか。

南野委員 それでは、先ほど先野議員より提出されました学校給食についての削除の件に対しまして、修正案に反対の立場、また、原案に賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

本年2月14日、議員全員協議会において、教育委員会から「長門市学校給食センター調理業務等民間委託検討結果」について、報告をいただきました。この中で、教育委員会は、市内全ての小中学校におきまして保護者説明会を開催され、反対意見はほとんど無く、保護者からの一定の理解を得られていると我々はお聞きしました。保護者の反対がほとんど無いものを議会が反対するのは、いかななものかと私自身は思っております。

これに先立ち、過ぐる2月6日、文教産業常任委員会では、平成30年8月から学校給食の調理業務を民間委託しております「柳井市立学校給食センター」へ行政視察に伺いました。民間委託により「給食の質が下がるのではないかな」、「給食がおいしくなくなるのではないかな」など、これまで懸念されてきた項目について、我々委員会で詳しくお尋ねいたしましたところ、いずれも不安要素が払拭されただけではなく、専門業者の衛生管理意識の高さに感心したところであり、専門業者への委託により、長門市学校給食センターにおける安全衛生レベルは間違いなく向上できるものと私は確信しております。

先ほど、先野議員のほうより雇用の保証についても触れられましたが、「柳井市立学校給食センター」では、嘱託職員の転籍希望者については、給与面等、待遇保障を前提に100%雇用が実施されたとお聞きしており、本市におきましても、委託業者の選定にあたり、現在、学校給食センターで雇用している職員の雇用や、地元雇用の確保を条件に付すことで解消できるものと考えます。

更には納入業者におきましても、今までどおり地元業者が中心となるなど、何も変わるものではございません。先ほど来より話が出ておりますが、委託先の調理員に対して、直接指示命令を行うことができない、いわゆる「偽装請負」についてでございますが、学校給食における調理業務の委託については、県内13市中8市で実施されており、全国でも半数を超える施設で民間委託が行われています。その多くの自治体においては、学校栄養教諭が作成した「調理指示

書」のほか、日常的な指示を委託先の責任者と打合せや協議を行うことにより対応されております。

また、先ほど、先野委員が提案説明で、年間約 380 万円の経費削減と言われましたが、これは、検討結果報告書に示された数字だと思っております。教育委員会によりますと、この数字は、業者見積の平均額に対して、平成 30 年度決算額と令和元年度執行見込額の実績との比較と聞いております。そこで、私は、令和 2 年度の当初予算額との比較について、教育委員会にお尋ねしたところ、867 万 6,000 円、約 900 万円とお聞きしました。

令和 2 年度当初予算の内、学校給食費の予算額は、2 億 9,343 万円ですが、900 万円といえば、約 3 %の値になります。教育委員会では、これまで行政改革の取組の中で、毎年、経常経費の削減を行っておられますが、その上、更に経常経費においての 3 %削減は、評価に値するものと私は考えております。

また、業者見積額は平均をとっており、今回、900 万円以上安価の見積額を提示された業者もあるはずです。実際、業者選定の段階になれば、競争原理が働き、給食の質を落とすことなく、かなりの削減効果が期待できるものと考えます。以上のことから、効果的で効率的な公共サービスの提供としての学校給食の外部委託、すなわちアウトソーシングに私は賛成の立場で討論を終わらせていただきます。

林委員 それでは、ただいま議題となっております議案第 8 号「令和 2 年度長門市一般会計予算」に対し、修正案に賛成し、原案に反対の立場で意見を申し上げます。まず、修正案に賛成する理由を申し上げます。教育の世界では、「知育、徳育、体育」が基本と言われてきましたが、現在はそれらの基礎として「食育」の重要性が注目を集めており、食育基本法は、学校における食育、特に学校給食に大きな影響を与えております。また、学校給食法は“給食は教育の一環”として明確に位置づけており、献立作成から食材の調達、調理や配膳、後片付け、給食指導、栄養指導まで、常に一貫性が求められております。「安全でおいしい給食」を子どもたちに提供するうえで学校給食はどうあるべきか、「食」をめぐる関心が高まるなかで、今年の 2 月 26 日には、長門市学校給食センターにおいて、児童・生徒の生命に関わるアレルギー対応食の誤提供という重大事案が発生しております。ところが、教育委員会は「命に関わる」こうした事態を真摯に受け止め、学校給食センターの体制強化を図る方向ではなく、給食業務のうち、食材の購入、配送、配膳、検食を除き、食材の検品、調理や配缶、食器等の洗浄・消毒・保管・清掃業務を令和 3 年度から民間に委ねる方針を示しております。私は民間委託をすべて否定するという立場ではありません。その業務の専門性や特殊性から民間に委ねた方が、市民サービスの向上や事業の効率化が図られるものもあり、大事なことは一つひとつの事務事業を市

民の立場でしっかり精査し、直営か否かを判断すべきだと考えております。その立場からすれば、学校給食の調理業務を民間に委ねることは全く理解に苦しむものであります。子どもたち1人ひとりの育ちや食育の観点ではなく、人件費等、年間でわずか380万円程度の経費を削減するために、先ほど南野委員がおっしゃいましたが、900万円の削減効果があるとも言われました。この削減幅が大きくなればなるほどどういうことになるかということ、そこで働く労働者の賃金が低下していくということでもあります。教育としての学校給食を民間委託することは果たして最善の方法なのか、経費削減の結論ありきの議論になっているのではないか、こう思うのは当然であります。決算審査でも明らかなように、毎年億単位の不用額を計上する事務事業をしっかり精査すれば、いくらでも削減分は捻出できるはずであり、これを無批判に進めることは大いに疑問であります。さらに学校給食を通じて、自治体行政が率先して不安定雇用を発生させ、官製ワーキングプアを作り出すことは許されないのであります。先進的な自治体では、これまでの学校給食センターを自校方式に順次切り替え、栄養士を中心とした食育、農業をはじめとする地域産業の発展、住民が学校給食を通じて地域自治を発展させている事例もあり、これは直営による学校給食だからこそ、こうした取り組みも可能になるのであります。これが修正案に賛成する主な理由であります。次に原案に反対する理由を申し上げます。

ご承知のように、議案の中で最も大切なものは予算であり、その予算の執行を通じて確定したものが決算であります。この3月定例会は「予算議会」と呼ばれ、市長の施策の大綱と当初予算案が提案される、1年の中でもきわめて重要な議会であります。令和2年度の一般会計は前年度比10・6%減の201億6千万円の予算規模となり、前年度の225億4千万円から23億8千万円の減額となっております。2月18日の議会開会初日には、市長から市政運営に関する所信と基本的施策を述べた施政方針が発表されておりますが、私は市長の施政方針や提案説明、本会議や委員会での議論、また、市長就任後、2度にわたる一般質問を通じて、市長の政治姿勢や行財政運営に対する姿勢を注意深く見て参りました。市長がどういう考えで予算を編成しているのか、必要な施策に十分な財源が充てられているのか、市民の目線で不要不急と思われる施策はないのかなどを総合的に勘案して、予算案への態度を慎重に判断しておりますが、それは地方自治の本旨に基づき、その財源・権限を市民の立場に立って生かし、住民福祉の向上に努めるとともに、安全・安心のまちづくりを推進するなど、市民に寄り添う姿勢が求められているからであります。昨年11月に2期8年続いた大西市政から江原市政に変わり、市政は大きく転換しておりますが、令和2年度当初予算案は市長の初の予算編成であります。当初予算案は「市民生活密着型予算」と位置付けられておりますが、本市を取り巻く環境は非常に厳し

く、また様々な課題が山積する中で、予算案には厳しい財政状況にあっても、市民の安心・安全、地域経済の振興を図る観点に立ち、保育園副食費助成事業をはじめ、子ども医療費助成事業の大幅な拡充、おたふくかぜワクチン予防接種助成事業など、子育て世帯の負担軽減が図られております。合わせて福祉、生活環境、防災・消防、教育条件の整備はもとより、農林漁業、商工業、観光振興など、地域経済の再生への取り組みも随所に見受けられ、また、平成 30 年度決算を通じて議会から要望のあった事項についても、限られた財源の中にあっても予算に反映されたものもあり、こうした点は大いに評価するものであります。予算は一括して賛否を問い、一つの項目ごとに賛否を問うものではありません。市民要求が実現する内容もあれば、ムダな予算や市民にとって痛みとなる予算も含まれている場合もあります。したがって、提案された予算の内容に応じて、修正案や組み替え動議を出すこともあれば、討論を通じて賛否の態度を明らかにすることもあります。個々の施策で賛成しているものがあるからといって、必ずしも予算全体に賛成するとは限りませんし、逆に、予算全体に反対しているからといって、市が行う施策すべてに反対だというわけではありません。いうまでもなく、当初予算案は市長の政治姿勢、行財政運営の姿勢を写す鏡であります。その政治姿勢は当初予算案の学校給食の調理業務の民間委託に集中的に表れており、さらに敬老祝金の対象者についても 88 歳を廃止し、100 歳のみとするなど、多年にわたり地域社会に貢献されてきた方々を敬い、長寿をお祝いする制度を縮小し、わずか 370 万円程度の経費を削減するなど、言語道断の政治姿勢が浮き彫りになっております。

これまでの議会論戦を通じて、市長には地方自治の本旨の実現に向けた確固たる政治的な一貫性もなく、その場しのぎの言葉だけが先行するなど、「市民のいのちと生活を守る」という基本理念、市政を担うにふさわしい、あるべき政治姿勢については疑問視せざるを得ないのであります。また、前市政とどこがどう違うのか、何を刷新しようとしているのか、長門市の中長期的な展望をどう描いておられるのか、これらの明確なメッセージ、リーダーシップがまったく見えないことも予算案を評価できない点であります。また、財政運営では、令和 2 年度の歳入予算の構成比では地方交付税が 40.2%となっており、本市の行政需要を支える重要な財源となっておりますが、本市の標準財政規模は、平成 30 年度で 125 億 4,415 万 6 千円、投資的経費は 33 億 8,792 万円となっております。普通交付税は合併算定替えの終了により、令和 3 年度以降は大幅な減収が見込まれており、標準財政規模と投資的経費のバランスに注意を払わなければ、財政運営は更なる困難を抱えてしまうことになるのであります。

令和元年度から 5 年度までの長門市中期財政見通しによれば、「令和元年度は新市建設計画に基づく大型建設事業がピークを迎えることから、財源として

の市債発行も増加し、一時的に増加する見通し」とあります。地方債の場合、道路や学校建設など、住民間、世代間での経費負担の公平を確保するという積極的な理由をもった「借金」であり、そのすべてを否定するものではありません。

しかし、予算執行後における年度末の市債残高見込み額は241億2,044万7千円となるなど、財政運営は一段と厳しさを増しており、前市政による本庁舎建設などの大型事業を進めてきたツケが市民生活に重くのしかかってくることが予想されております。「ハコモノより、福祉・暮らし最優先」を訴え、前市政の市政運営を厳しく批判し、指摘してきた立場からすれば、令和2年度の予算案も大差はなく、基本的に前市政を踏襲した内容となっており、こうした点でも予算案を認めることはできません。現在、市政を取り巻く環境は人口減少、少子高齢化、地域産業の低迷など、難問が山積しておりますが、市長が掲げた政策や公約に対する取り組みをはじめ、市政のあらゆる問題についても絶えず市民の目線で考えることが求められております。そして、何よりも公正で民主的な政治姿勢を基本とした市政運営を行うとともに、本当の意味で「市民の命と生活を守る」ことが重要となります。今後、地方自治のさらなる発展と市民にとってもっと住みよく魅力あるまちとするための市政運営を強く求めて、意見いたします。

重村委員長 ほかにご意見もないので、討論を終わります。採決します。なお、採決は挙手により行いますが、挙手をされない方は、反対として取り扱いますので、ご了解願います。まず、先野委員から提出された修正案について採決しますので、お間違えのないようにお願いします。本修正案に賛成の方は、挙手願います。挙手少数です。よって、修正案は、否決されました。

次に原案について採決します。原案に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第8号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。この際、暫時休憩します。執行部の方は退席をしてください。再開を11時45分からとします。(説明員退席)

— 休憩 11:35 —

— 再開 11:45 —

重村委員長 休憩前に引き続き、会議を始めます。お手元に配付のとおり、岩藤委員から、議案第8号について「附帯決議案」が提出されました。この際、提出者の趣旨説明を求めます。

岩藤委員 それでは議案第8号令和2年度長門市一般会計予算に対する附帯決議として、附帯決議を提出させていただきます。

市は、以下の事項に十分留意の上、予算執行に努めること。

1. 本市の基幹税目である市税等については、生活困窮や事業不振等により滞納事案が発生した場合、現下の地域経済の状況に鑑み、減免や納税猶予を適用するなど、滞納者個々の実情を十分考慮し、適切に対応すること。
2. 会計年度任用職員への移行に当たっては、不利益が生じることなく適正な勤務条件の確保に努めるとともに、住民サービスに支障をきたすことがないよう、人員配置には十分留意すること
3. 東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会等キャンプ招致事業については、情報収集に努めるとともに、費用対効果のみならずキャンプ終了後のレガシーへの展開を視野に入れた内容の具体化を検討すること。
4. Net119 緊急通報システム導入事業については、音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能に障害を抱える市民が円滑に消防へ通報を行えるように事業概要の周知徹底を図ること。
5. 市民が主役の地域活性化事業については、地域ごとの特色ある事業執行に努めること。また、市民のちから応援補助金については、市民協働を進める上でも、支所の職員体制の在り方を検討するとともに、活動団体の掘り起こしに努め、事業の効果的実施を図ること。
6. 障害者福祉タクシー助成事業については、申請者の返還理由を検証するとともに、障害者の移動手段を確保するため、他市の状況及び、情勢等を注視しながら、事業目的に沿った効果的な施策への対応も検討すること。
7. 健幸資源活用によるまち・ひとづくり事業については、各課との緊密な連携・調整を図るとともに、健康寿命の延伸を目指し、健幸な暮らしにつながるよう、事業効果を適宜検証し、取り組むこと。
8. 応急診療所等運営事業については、二次救急医療機関の負担の軽減を図るため、医師・薬剤師・看護師・事務員の人材確保に努めること。また、長門医療圏域では専門医の確保も大きな課題となっており、今後とも関係機関との連携をいっそう強化し、医師の確保を図ること。

以上決議する。

重村委員長 以上で趣旨説明は終わりましたので、これより提出者に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので討論を終わります。採決します。附帯決議案に賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、附帯決議案は可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで予算決算常任委員会を閉会します。どなたもご苦労様でした。